

復興局被災者支援室からのお知らせ

大槌町災害義援金

長期入院世帯、社会福祉施設等入居世帯、転勤などの止むを得ない事情により不在世帯となった住宅が全半壊または全半壊した家屋所有者の世帯を対象に義援金を支給します。なお、今までどの支援もされなかった世帯に対して支給しますので、既に何らかの義援金を受給した人がいる世帯は対象外となります。

【住家損壊等見舞金】

- (1) 申請期間（集中受付期間） 7月6日（金）～ 7月31日（火） ※土日祝日は除く
- (2) 申請受付場所（郵送申請可） 大槌町復興局被災者支援室内
- (3) 必要書類 ①申請書②罹災証明書③住民票謄本④所有者と確認できる書類（固定資産税納税通知書の写しなど）④通帳の写し
※申請書の様式は申請場所または大槌町ホームページにあります。
- (4) その他 ①配分基準は1世帯あたり3万円となります。
②所有する家屋が複数ある場合でも交付対象の家屋は1棟のみとなります。
③申請人数の状況等により整理券を配布する場合があります。ご理解とご協力をお願いいたします。

大槌町被災者住宅再建支援事業補助金

大槌町では、東日本大震災により被災した町内の住宅の復興支援事業について、7月6日（金）から下記のとおり申請を受け付けします。

- 1 対象者（世帯） ※次の2つの要件をいずれも満たしている被災された世帯の世帯主です。
 - (1) 岩手県内で居住する住宅が全壊（半壊解体を含む）し、被災者生活再建支援金の基礎支援金（複数世帯100万円、単数世帯75万円）を受給していること。
 - (2) 大槌町内に居住する住宅を建設または購入し、被災者生活再建支援金における建設・購入の加算支援金（建設・購入／複数世帯200万円、単数世帯150万円）を受給していること。
- 2 補助限度額
複数世帯・・・100万 単数世帯・・・75万円
※世帯区分は既に受給されている基礎支援金の区分に基づきます。
※工事費・購入費が上記補助額に満たない場合は、その領収書・請求書の額となります。（千円未満切り捨て）
- 3 申請受付場所 大槌町復興局被災者支援室
※新たに居住する住宅を建設・購入する建物が大槌町以外の岩手県内市町村の場合は、建物が所在する住所地の市町村役場に申請書を提出してください。
- 4 申請書類
 - (1) 申請書 ※申請場所または大槌町ホームページにあります。
 - (2) 被災者生活再建支援金の加算支援金（建設・購入）の申請書に添付したものと同一契約書の写し
 - (3) 被災者生活再建支援金支給通知書の写し
 - (4) 被災者生活再建支援金の加算支援金の振込先と同じ世帯主の通帳の写し
 - (5) 被災者生活再建支援金の加算支援金の契約書にかかる工事・購入にかかる領収書、または請求書の写し
 - (6) その他、大槌町長が必要とする書類
- 5 補助金の申請期限 平成29年3月31日まで
※平成23年度中に建設・購入している場合でも補助金の申請は可能です。

大槌町災害復興住宅新築等補助金

申請にはり災証明書が必要です。

区分	補助の対象となる工事	補助の割合	受付期限
バリアフリー対応	住宅の品質確保の促進に関する法律の規定に基づく評価方法基準（高齢者等配慮対策等級3）を満たす住宅建設	75㎡未満 40万円	平成28年度
		120㎡未満 60万円	
		120㎡以上 90万円	
県産材使用	10立方メートル以上の県産材を使用しての住宅建設	20㎡未満 20万円	
		30㎡未満 30万円	
		30㎡以上 40万円	

※平成23年3月11日以降に建設または購入された住宅も条件を満たしていれば対象となります。
※4月号広報に掲載した「利子補給」、「補修等補助」、「宅地復旧補助」も受け付けています。
※補助金を活用しての補修などを予定している人は、実施前の申請をお願いします。

大槌町復興局被災者支援室 Tel 42-8718

町民課国保年金班からのお知らせ

各種受給者証の更新をお忘れなく

各受給者証の有効期限は7月末です。
各医療給付を受けている人は忘れずに更新してください。

【県単医療受給者証】

- 7月中旬ごろに、郵送にて、更新申請書をお送りします。申請書に記入して窓口へ提出してください。受給者証は窓口で発行します。
- 対象者 乳幼児・重度身体障害者・ひとり親家庭の認定を受けている人
 - 受付期間 7月23日（月）～7月31日（火）
 - 受付時間 ①午前9時～12時 ②午後1時～午後5時15分
 - 受付場所 町民課国保年金班
 - 持参するもの
 - ①記入済みの更新申請書 ②現在使用している保険証 ③ハンコ（認印可）
 - ④現在使用している受給者証 ⑤医療費振込用通帳
 - ⑥障害者手帳（重度心身障害者医療費受給者）
- ※平成24年1月2日以降に当町に転入した人は、前住所地の「平成24年度所得課税扶養証明書」が必要です。

【高齢受給者証】


- 対象者 大槌町の国民健康保険に加入している人で、70歳以上75歳未満の人
- ※社会保険、船員保険、共済保険などに加入している人は該当になりません。
- 更新の方法 対象者に更新した受給者証を郵送しますので、手続きは必要ありません。



町民課国保年金班 Tel 42-8713

復興局情報化推進室からのお知らせ

プログラミング教室開催!



- 日時 8月2日（木）～8月5日（日）の4日間
- 場所 大槌町中央公民館大会議室
- 対象 大槌町に在住または在学する中学生及び高校生（プログラミング初心者、経験者どちらも歓迎です!）
- 受講料 無料
- 募集数 15名（原則先着順、定員になり次第締切とさせていただきます。）
- プログラミング言語：Ruby ※（まつもとゆきひろ氏により開発された国産プログラミング言語）
- 主催 大槌町 Ruby 実行委員会
- 後援 大槌町、大槌町教育委員会

※申込方法、詳細スケジュールについては大槌町HPをご覧ください。
<http://www.town.otsuchi.iwate.jp/>

国民年金保険料免除申請について

平成24年6月までに免除申請された方は免除の承認期間が平成24年6月までとなります。また、東日本大震災に伴う免除申請も平成24年6月末日までが承認期間となります。

平成24年7月以降も引き続き免除を希望される場合は、平成24年7月以降にあらためて免除申請の手続きが必要となります。

＜免除申請に際しての留意点など＞

○保険料の全額免除や一部納付（一部免除）等の承認を受けた期間は、保険料を全額納付した時に比べ、将来受ける年金額が少なくなります。

○このため、免除申請が承認された期間は、10年以内であれば、後から保険料を納付（追納）することができます。追納した期間の年金額は、保険料を全額納付した場合と同じに計算されます。

○追納する場合は免除申請が承認された期間の翌年度から起算して、3年度目以降に追納する場合には、当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乘せられます。

○国民年金基金ご加入されている方については、免除申請が承認されますと、国民年金基金を脱退することになりますのでご注意ください。

町民課国保年金班 Tel 42-8713